

令和5年第2回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

令和5年6月16日（金曜日）午前10時開議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 3 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 1 号 西郷村税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 3 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 2 号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて
専決第 3 号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第 4 | 議案第 3 5 号 | 西郷村手話言語条例 |
| 日程第 5 | 議案第 3 6 号 | 西郷村附属機関設置条例 |
| 日程第 6 | 議案第 3 7 号 | 西郷村附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 3 8 号 | 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 3 9 号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 4 0 号 | 西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 1 号 | 西郷村学校給食センター設置条例 |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 2 号 | 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 3 号 | 令和5年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 4 号 | 令和5年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 5 号 | 令和5年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 6 号 | 令和5年度西郷村下水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 4 7 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 8 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 8 | 議案第 4 9 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 0 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 0 | 議案第 5 1 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 1 | 議案第 5 2 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 2 | 議案第 5 3 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 3 | 議案第 5 4 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 4 | 議案第 5 5 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 5 | 議案第 5 6 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 6 | 議案第 5 7 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 7 | 議案第 5 8 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 8 | 報告第 1 号 | 専決処分の報告について（専決第4号） |

- 日程第 2 9 報告第 2 号 令和 4 年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について
- 日程第 3 0 報告第 3 号 令和 4 年度西郷村事故繰越しに係る繰越計算報告について
- 日程第 3 1 報告第 4 号 令和 4 年度西郷村水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 3 2 報告第 5 号 白河地方土地開発公社経営状況報告について
- 日程第 3 3 請願・陳情に対する委員長報告
- ・文教厚生常任委員会
- 請願第 1 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書
- ・総務常任委員会
- 陳情第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書
- 追加日程第 1 発議第 2 号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議第 3 号 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- 日程第 3 4 議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 日程第 3 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 3 6 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 7 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 8 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 9 閉会

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	真船貞君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	田部井吉行君	企画政策課長	関根隆君
財政課長	渡部祥一君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	添田真二君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	上下水道課長	木村三義君
学校教育課長	緑川浩君	生涯学習課長	須藤隆士君
農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君		

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局長 庶務係長	保坂真理		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第32号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議案第32号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第32号「専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 西郷村税条例の一部を改正する条例）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり承認されました。

◎議案第33号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第2、議案第33号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号「専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第3、議案第34号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号「専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

◎議案第35号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第4、議案第35号に対する質疑を許します。

2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） 2番大竹憂子です。議案第35号「西郷村手話言語条例」について質疑いたします。

条例制定に当たり、現在行っている事業があるのか、また、今後どのような施策を考えているのか伺います。

○議長（真船正康君） 答弁お願いいたします。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 2番大竹憂子議員のご質疑にお答えいたします。

議案第35号「西郷村手話言語条例」について、現在、村で実施している事業及び今後の具体的な施策の内容についてのお尋ねでございます。

まず、現在、村が行っている事業といたしましては、行政手続や医療機関の通院や行事等の意思疎通支援事業として、手話通訳者の派遣を行っております。なお、緊急の場合には、タブレットでの遠隔により手話通訳の派遣をお願いすることもございます。

今後の具体的な施策の内容といたしましては、今後とも国補助の事業を活用しながら、手話通訳の養成や遠隔手話通訳用のタブレット端末を窓口に設置するなど、手話通訳環境の充実を図るため、さらには、職員向けの研修として手話通訳講座の開催を実施し、役場窓口にてろう者の方への手話通訳対応が少しでもできるよう、職員の質の向上を目指すとともに、村民に優しい窓口対応と、村民の皆様にも手話に対する理解と手話の普及を推進してまいります。

また、ホームページや広報にしごうへの文字情報が記載されている音声コードを採用するなど工夫し、手話への理解と普及を推進してまいりたいと思います。さらには、村、教育委員会や学校と連携し、学校における授業及び活動を通じて、手話の理解・普及を図ってまいります。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君の再質疑を許します。

○2番（大竹憂子君） もう一つだけ伺いますが、以前、手話サークルを行っていたかと思うんですけども、現在はやられていませんよね。今後、手話サークルとか手話教室というのは開催していくのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 再質疑にお答えいたします。

数年前には、文化協会の中で手話サークルがございましたが、現在は、解散して存在しておりません。

今後、手話への理解及び手話の普及を図るため、白河地区聴力障害者会の協力を得ながら、手話教室講座や手話通訳養成講座を開催するなど、推進してまいりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 2番大竹憂子君。

○2番（大竹憂子君） ありがとうございます。

以上で質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 大竹憂子君の質疑が終わりました。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第35号「西郷村手話言語条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第5、議案第36号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第36号「西郷村附属機関設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第6、議案第37号に対する質疑を許します。

11番矢吹利夫君、質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

議案第37号「西郷村附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」な

んですけれども、いろいろと今回、改正案と現行の中で、我々議員の充て職というか、そういう方がほとんど議員に関するものがなくなっているんですよ。

その中で、まず1点目なんですけれども、一番問題、私も危惧しているのは、西郷村環境審議会条例ということで、以前は村議会議員、識見を有する者、その他村長が必要と認める者、この3つに入っているわけなんですけれども、今回、改正案の中では学識経験のある者、あと一つは、その他村長が必要と認める者と、この2つだけになっているんですけれども、その村議会議員を省いている理由というか、それを内容をお示しいただければと思います。

○議長（真船正康君） 答弁お願いいたします。

総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 11番矢吹議員のご質疑にお答えをいたします。

今回、環境審議会条例ほか、今回、改正案で出した条例の中から、議員さん、村会議員の方の充て職については、基本的には、法令等で求められているもの以外については廃止するという事で改正案を出してございます。

その理由でございますけれども、基本的には、執行機関の一部を構成する附属機関というふうになりますので、基本的には、執行機関と議決機関である議会は対等な立場でございますので、その執行機関の一部を構成します附属機関に村会議員の方が入るということは、やはり二元代表制の趣旨からも適当ではないんだろうかというような判断で、今回、改正案を提出させていただいたところでございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の再質疑を許します。

○11番（矢吹利夫君） 今、課長の答弁でちょっと納得できないところあるんです。

以前は、ずっと先輩議員からいろんな審議会条例に入っていたわけなんです。先ほど、課長から議員を削除したということ。それで言うなれば、西郷村都市計画審議会条例、なぜ村議会議員が入っているんですか。その理由を説明願います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

都市計画審議会については、国土交通省のほうから省令が出ております。その中に、市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき市町村が任命する者とするというような条文がございましたので、今回の改正条例からは、都市計画審議会については外しております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 今、課長の説明で、分かったような、分かんないような、ちょっと私としては納得し難いんですけれども、先ほど、最初に前段で言いました環境審議会条例、今回の一般質問でも、同僚議員からも国道289号線沿いの道路沿いの土、搬送に関して大分相談を受けて、それで今回、一般質問出されたわけ。我々議員は、村民の代表でありますし、そういう声をやはり審議会とかそういう問題を掲げて、環境の、今、話している審議会、それが二元代表制の形で、ここで防いで議会で一般質問の中で、なかなか限られた90分の中で終わらないのが、私はそういうのを危惧し

ているわけなんです。

ましてやこの環境のやつ、今回、一般質問だけれども、太陽光とかいろんな開発している村、村内一円、そういう形で行っているわけ。委員会でも、いろいろ委員会ありますけれども、その中でも委員会で現地視察して、いろんな問題気づいているわけなんですよ。その以前の問題で、やはりここを開発して村民が不安がっている太陽光、工事始まる前に、やはり村民から相談を受ければ、真っ先にやはりこの16人の議員の中でいろいろ要望に応じて行動を起こすわけなんです。

そういう中で、こういう審議会を外すというのは、私としてはちょっと納得し難いというのが、こういう形で条例出されたから致し方ないかなとは思っておりますが、肝腎なところは、先ほど言いましたね、都市計画審議会、こういうわけだと。みんな大事なんですよ。意見を述べなくて。いつも私らいうと、この公共団体のうちからとか団体の代表なんて、いつも同じメンバーじゃないですか。いろんな教育の問題、またスポーツの問題とかいろいろありますけれども、それに当たる人の代表であれば、ある程度意見述べられるんですが、畑違いの人は、はっきり言って発言できないですよ。

以前も私、別の委員会へ出たら、私もある委員の方、ちょっと何言っているんだか分かんなくて、私も出席したけれども、ちょっと分かんないからという形で、話最後に終わってから聞いたんですけれども、それで果たしていいのかということなんです。代表というのは、みんな各種、1年間で決まっているメンバーなんですよ。あとは村長が必要と認める者ということで。それを含めてどうなんですか。その他村長が認める者、村長の認める者というのは、その関係条例の中に値するのか、果たして。それをお聞きしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、審議会、附属機関のほうで委員の方が結構かぶっている、メンバーが一緒ではないかというご質問をいただいています。これにつきましては、監査委員のほうからもご指摘がございまして、それも今回、改正案を提出させていただいた一つの理由でございまして。

村のほうでは、附属機関の見直しに係る指針を設けて、今後、この条例がお認めいただけた後には、総務課のほうで窓口になりまして、各審議会のメンバー構成、任期が終わった後に新たな委員を選出する際には、事前に報告いただいて、なるべく同じ方が委員にならないよう、調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、基本的には、理由がない限りは、委員については必ず公募しなさいというようなガイドラインになっております。そういった形で広く住民の方からご意見をいただけるような体制を、今後、取ってまいりたいというふうに考えております。

また、畑違いの方はなかなか発言できないんじゃないかという意見は、私も事務局のほうをやっていて感じる時があります。そうならないように、例えば事前に資料を委員の方にお配りをして、よく審議をできるような体制を事前に取るなりというよ

うな改革を、今後、役場の中でやってまいりたいなというふうに考えております。

あと、また、その他村長が認める者ということで、公募をする場合、その他村長のほうが認める者に該当させようということで、そういった規定を入れております。議員ご指摘のとおり、その審議会の審議の中身等で、例えば議員の方が議員以外の立場でその審議会にその他村長が認める者という形で入るとするのは、それを削除とか排除するものではございませんので、例えばその委員会の中で、議員の誰々さんがこういった立場で大変識見を有していらっしゃるのでは、入ってもらったほうがいいんじゃないかというような意見があれば、当然それは可能なようになるような条文になってございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 11番。

最後にお聞きしますが、今、現行の委員の人数、これと改正案の人数がちょっとばらつきがあるんですけども、現行は、15人いたところが10人になったりとか、逆に増えているところもあるんですよ、10人のところを12人とか。これは、どういうことでこの委員の増減というのはあるんですか。

今までそれ増えていたのは、発言もなく、ちょっと多いんじゃないかという考えで減らしたんだか、それとも、これは大事だから2名増とか。今回のを見たら、大分人数もばらつきがあると私は見ているんですけども、どういう判断でこの条例の人数のやっているのか、再度伺います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、人数につきましては、例えば、法令、省令、政令等で、県の審議会に準じて市町村も定めなさいというような規定があった場合に、県のほうの審議会の構成メンバーを入れて、人数が何十人にもなっちゃうというような委員会もあると思います。

それ以外の場合につきましては、この条例改正案を提出させていただく前に、各課担当課のほうを呼びまして、ヒアリングを実施して、これぐらいの人数が、今までの実績と、あと審議の中身、あと、先ほど言われていたような、審議の中で発言がしやすいような人数というのも当然あると思いますので、そういったものをヒアリングをさせていただいて、今回の条例案のほうに人数を明記させていただいたというような経緯でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後にしますけれども、今の課長の答弁だと、ちょっと何だかあんまり理解し難い。ヒアリングしているって、今までヒアリングしてこの人数になったんじゃないですか。違うの。今まで。

今回始まったわけでないと思うんですけどもね、条例は。以前からずっとこれ、審議会も決まっている中で、こういう15名を10名にするとか、また増えているというのは、どういうこととということで、今、課長の答弁のちょっと何だか、今回新たに作るのと違うんですよ。以前からある。ちょっとそれが今の答弁だと、ちょ

っと何だか私は理解できないですけども、もうちょっと具体的にお願いします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今までこういった附属機関、条例化する際には、各担当課のほうで条例案をつくって、ご審議いただいて、条例として制定されるという形だったものですから、言い方悪いんですけども、ちょっとばらばら、統一感がなかったものですから、今回、ガイドラインを作成しまして、統一しましょうと。

その中で、当然、人数についてもガイドラインの中には規定したんですけども、それによれない、もうちょっと多くないと審議ができないといったことも想定されましたので、事前に、条例改正案を出す前に各課にヒアリングをして、その中身によって人数を決めて、今回、改正案を出したということでございます。

○11番（矢吹利夫君） はい、分かりました。終わります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の質疑は終わりました。

そのほか質疑はございますか。

13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 13番。

議案第37号について質疑します。

今の矢吹議員の質疑、拝聴していたんですが、私も同感、大いに共感しております、この議案、今、説明を聞いていると、いろいろ理屈はつけられるんですよ。私、いろんな角度からこういう、なぜ今、同僚議員が議会議員を外したと。我々、何もその役が欲しくてどうのこうの言っているわけじゃない。これは、西郷村の果たして全体の利益としてどうなんだろうと、そういう観点から、私はやっぱり一言申し上げたいんですね。

特に、いわゆる世間にはいろんな人がおりまして、役なら何でも欲しいんだと、いわゆる役こじきなんて言われて揶揄されて、いろいろいますよ。そして、各審議会でも何でもそういうことについて、自分からそれだけの識見、いろんな見知、勉強した結果、一言申し上げたいという人というのは、なかなかあんまりいないんですよ、見てみると。私も経験上、見ていますが、ほとんどそういう論議されることなく、事務局の主導で、ただ手挙げているだけだと、現状は。むしろ議会議員の方々は、それぞれやっぱりいろいろ内容を知っていますから、それなりの意見を述べたりしていると。そういう貴重なあれをなぜなくしたのかなと。その機能的に私は言っているんですよ。

だから、いろんうがった見方をすると、いわゆる、ある人に言わせれば、これ選挙をやる人は、例えば村長が自分の勢力を、いろんな戦況、戦術考えれば、広くあまねくいろんな人に役を持たせて、そして、それでも役を預ければ、それだけその人たちが自分のシンパになって、戦力になってくると。一方ではそういう考え方もあるわけですよ、確かに。私も一回、ある経験で、村長選挙に出馬した経験ありますが、ある人に、村長になったら全部役おっつけて、あんたは誰のどういうことをやれとか。

なるほどな、そういう考えもあるのかと。私は同意はしないですが、そういう考えもあり得るんだね、これ。

これちょっと本筋からそれているかも分かんないけれども、しかし、この本筋に戻れば、やはり議会議員を外すとかそういうことじゃなくて、やっぱりいろんな議員になるならそれなりの皆さん見識を持ってなられているんでしょから、なぜそういう者を外してやるのもなど。まして、その会議の内容たるや、いつも、先ほど申し上げましたが、ありきたりのそういう形だけでシャンシャン、ものの30分で終わっちゃう審議会もあるでしょう。中身はどうなんだということです。

私は、やっぱり村長の、いわゆる選挙戦略上とか、反対派の意見を封じちゃえと。最近、そういうことが顕著ですね、この議案に限らず。また一方、選挙が近づいてくると、反対派潰すためにいろんな動きしている。その一環じゃないのかと。課長、そういうことはどうですか。村長から言われているんですか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 13番後藤議員のご質疑にお答えをいたします。

まず、今回こういった改正案を出した一番の理由は、やはり議会と執行機関はあくまで対等であり、二元代表制の下、村政のために共に切磋琢磨をするという大前提があるということが、まず1つだと思います。

もう一つが、ガイドラインのほうにもお示ししたんですけれども、やはりこれからの委員会は、こういった附属機関については、広く住民の皆様からご意見をいただいて、それを村政に反映して、それを議案として提出して、議会でご審議いただいて執行していくということだというふうに思っておりますので、その公募の部分について、今後、この改正案を基に、広く住民の皆様、いろんなご意見をお持ちになっている住民の皆様から、さらに広い意見を吸い上げられればいいのかというふうに考えての今回の改正案でございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の再質疑を許します。

○13番（後藤 功君） そういう説明は、いかにももっともらしいことなんだけれども、実際は違うよね。広く住民の意見を聞きたい。じゃ、実態はどうなんだと。ほとんど村長シンパの後援会の人たち。ずっと検証しているとそうなっちゃうんだよね。これ色眼鏡で見るからそうなんだか分かんないけれども、しかしそういうのが多い。それはもう広く皆さんの意見を聞くと、そういう一くくりで説明されるかもしれないけれども、私は決して違うんじゃないのと。やはりこれは、自分と異質なそういう意見を排除するというのが根底に流れているんじゃないのかと。

そして、何を今頃そんな二元代表制なんてもっともらしいこと言っているんだと。これは、憲法を制定した、要するに二元代表でしょう。だったら高橋政権誕生のとき、それ手をつけてやったらいいんじゃないですか。そんなのはもう歴史上、憲法が制定されて以来、そういうことなんだから、今頃二元代表制だなんてそんなこと言われても、我々はそんなこと分かっていますよ、二元代表制なんて。もとよりそういう考えでこういう議会構成されて、我々も議決権という最大の議会の議員としての最大のそ

ういう権利を行使して臨んでいるわけですよ。総務課長に二元代表制ですなんてここで講義を承る、そういうことじゃないんです。

だから、要するに議会制民主主義、住民の代表として議会で議論する場でどういう実質的な審議を担保するかと。今までは法律違反していたんですか、西郷村は。そこを聞きます。法律に違反してこれやってきたんですか。教えてください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

明確に法律等に議員の皆様が附属機関のほうに入ってはいけないというような明文規定はございません。国のほうの通達で、好ましくないというような通達はございません。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 国がそんな偉そうなこと言っているかもしれないけれども、やっていることは何なんだと。国のことについて一言申し上げますが、国もいろいろな審議会設けていますね。相当な学者なりいろんな。ところが、この間、あんまりマスコミで今、取り上げない、太陽光発電で経済財政諮問会議、国際政治学者となる三浦瑠麗さん、その夫が太陽光発電のそういうことで逮捕されたよな。疑義をかけられて、今、調べられていたと。これなども、その三浦瑠麗という人が、結局、政府の審議会、あらゆるそういうことで委員になっているわけですよ。当然そのいろんな情報を取れると。これは安倍内閣、菅内閣の話。そういうことも平気でやっているわけです。

しかし、この日本のマスコミの、この御用マスコミ、これ政府の審議会なんてほとんど御用。そういうことで行政をゆがめちゃっているわけですよ。私は、そういう事例がさんざん国で問題になっているから、この村もそういうふうになっていくんじゃないのという危惧しているわけです。いわゆる言葉は悪いが、御用機関になっちゃうんじゃないの。何でもかんでも村長さえ意見を忖度して、きちっとした意見を言わない機関。その都合が悪いから、今回、議会筋から排除したんじゃないかと。小池知事なんかも排除の論理どうのこうので大失敗したんですけれども、私はあまりそういうことは、やっぱり議会筋からもちゃんと今までどおりきちっと出して、そして活発な意見、それからいろいろな多様な意見を聞くというんだから、やったらいいんじゃないですか。その辺、村長の意見、考えを聞きます。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員いろいろお話されました。やはり二元代表制に戻るんですけども、今回は、附属機関ということですので、村の執行部と附属機関、そこでいろいろ意見を出してもらおう。そのためには、サービスを受ける村民の、そして幅広い各層からの意見を聞くということが、今回の一つの大きなテーマであります。

そして、議員おっしゃるように、村長派だどうのこうのという見方もありますので、今後は公募という形を取りながら、最終的には、議員の皆様には高所大所から、議決機関としてのそういった判断を仰ぎたいということで、あくまでも村民に対する、村民が多く参加していただいて、行政のそういった形の中に参加していただくというこ

との一つの狙いでありますので、私が自分のシンパを集めているという、そういうことは一切ないし、そういうことを防ぐ意味でも、今回はこういったことをきちんと明文化しようということでありますので、理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君。

○13番（後藤 功君） 今、村長の説明が、何もこういう分かんない人はそのとおりだと思います。我々は分かっているから言うわけです、そこに。これは附属機関だから皆さん公募していますよと。しかし、結果的に、今まで見るとそうなんです。だから、どうなんだと私は言っているわけ。確かにそのとおりでしょう。私に理解ある人だけ選びましたって、まさか言うはずがないんだから。だから、何もそういうことを知らない人は、これはごもつともだなと。

だから、附属機関だからどうのこうの、そういう建前論だけで行政をやっているのかと。やはりその効果を上げるためには、どうしたら、意見ですから、いろんな意見あります、それは。そこの中で、いろいろもんだ審議というのは、やはりそれなりの価値があるんじゃないかと。そういう私は機能的にどうなんだという観点から申し上げている。感情論で私はそういう何かネガティブに言っているように見えるかもしれないけれども、しかし、それは違います。結果的にそういう傾向があるんじゃないかと。今までもそうだし。なぜ変える必要があるんだと。

今までの様々なこれ議案の、何でもそうでしょう、これ、結局。様々な庁舎建てる、給食センター建てる、病院を持ってくる、果たしてそれが、いわゆる議論した意見がそのまま通っているのかと。それなりに議会で議決されたから、それはそれで認めざるを得ないんですが、しかし、その過程において、いろんな意見があったわけでしょう。しかし、そういう意見は何ら反映されないで、結局は執行部の思うところでみんな決着していると。その流れでいって、やっぱり今回のこの議案もそういう流れなのかなということで、私は非常にこれからそういう、村長独断というか、執行部のそういう言葉とは裏腹なそういう結果が招いているんだ。

ここ近年、近年というか、大分私も歴史30年間知っていますが、ここ10年、いや、もっと前からそういう傾向があります。一般の村民は、それはそれで分かんないんですよ。私が今、同僚議員と申し上げているのは、そういうことをやはり危惧して、どうなんだと一つの警鐘を促す意味でも質疑しているわけですが、十分に慎重にとにかくやっていただきたいと、こう申し上げて、質疑を終わります。

○議長（真船正康君） 13番後藤功君の質疑は終わりました。

次に質疑のある方。

14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 議案第37号について質疑いたします。

何か総務課長の答弁だと、今までの審議会も委員会も悪かったという感じに聞こえるんですけども、そのつもりで答弁しているんですか。お答えください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 14番大石議員のご質疑にお答えします。

決して今までの審議会が不具合だったということではございませんので、今後、よくしていきたいという思いでの条例改正案でございますので（不規則発言あり）すみません、見直しをかけていきたいと……

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の再質疑を許します。

○14番（大石雪雄君） 総務課長ね、よくしたいということは、今までやっていたことが悪かったことになるんだよね。そうでしょう。国から通達があったし、この辺で見直すのも令和の時代に合うかなという感じで答弁するならいいけれども、本当に長くやっている議員からすると、今まで委員会、審議会に出てきたのがばかみたいに聞こえるんだよね。何のために今まで出ていたんだか、本当に総務課長、反省しなきゃまずいですよ、それ。

そして、国から通達あったというんですけれども、どんな通達があったんだか、議会にお示しください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 14番大石議員のご質疑にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回、見直し、そういった国からの通知を、あと監査委員のご意見（不規則発言あり）を見直しをさせていただいたということです。大変申し訳ございません。（不規則発言あり）

国からの通知につきましては、（不規則発言あり）はい。（不規則発言あり）ちょっと古いんですけれども、昭和28年1月21日、行政課長回答ということで、総務省のほうからの通知、課長通知ということで、附属機関の構成員に議会の議員を加えることについては、違法ではないが適当ではないというような国のほうの判断が示されております。（不規則発言あり）昭和28年です。それ以降については出ていないもんですから。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 私、耳悪くて聞こえなかったのかな。昭和28年、私、4歳ですよ、あなた。_____令和何年に通達あったというなら分かるけれども、昭和28年、私、4歳ですよ。もう一回答弁お願いします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

国のそういった附属機関の構成員に議員さんが入るべきかどうかというようなことに関する通知というか、国の回答については、これしかありません。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 言葉は、うまく使えば便利、変に使えばごまかしなんだよ。この議決機関の一番大事な議決機関に対して、昭和28年の答弁されたって、ああ、そうですか、言えないでしょう、これ。議会サイドも、できれば議員だけにして、充て職はなくそうとって、議会運営委員会で何年もやっているんですよ、もう。_____村長、どうなんだい、これ。任命責任になる

よ。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほど、今まで悪かったのかと。そういうことじゃなくて、見直しということでもありますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

また、議会運営確認事項でもそのようなお話もありましたので、今回、こういった形でやりたいということでもありますので、ひとつご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 本当に公職選挙法で選ばれた議員の皆さんがいる中で、議員はもう委員会には要りませんよと、審議会も要りませんよと、昭和28年に国からの通達がありました。誰が理解できますか、これ。公職選挙法で選ばれた議会を_____

それから、中身ですけれども、川谷小学校とかの審議会があるんですよね。それが15名から10名になるということなんですけど、どの辺の委員を減らしていくつもりなのか、その辺、お答え願います。

西郷村立小学校及び中学校通学区域等審議会条例の一部改正の第6条について。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

この西郷村立小学校及び中学校通学区域等審議会、これは、川谷小も含めて、通学区域について審議をいただいている附属機関かと思います。担当課のほうに（不規則発言あり）ちょっと中身……（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 大変失礼しました。議席から、ちょっと頭にきちゃっているから、抑えが利かないところがいっぱいあるんですけど、この審議会は、大々的に言わせてもらえば、川谷小学校と羽太小学校に関わる通学区域で何回か審議している審議会だと思うんですよね。私も審議委員ではありますけれども、5名も減らすという、一番大事な、これから学校がどうなっていくかという審議会の中で、どうなんですかね、教育長。答弁お願いしたいと思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） その前に、議長より暫時休憩いたします。

（午前10時53分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時54分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） これより午前11時15分まで休憩いたします。

（午前10時55分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前 11 時 15 分）

◎発言の訂正

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き、議案第 37 号に対する質疑を続行いたします。

ここで、14 番大石雪雄君より、会議規則第 64 条に基づき、発言の訂正に関する発言を求められておりますので、これを許します。

14 番大石雪雄君。

○14 番（大石雪雄君） 大変ありがとうございます。

年寄りが大きな声出して大変不適切な発言をしてしまいました。これも議会を重んじることと村民の何らかのために今まで努力した審議会、委員会を思うからこそ言う言葉でありました。

そんな中で、その言葉に対して、議長において悪いと思われるような言葉は訂正していただきたいと、そのように思います。よろしく願いいたします。

○議長（真船正康君） ただいまの申出のとおり、発言を訂正することについては、議長において許可いたします。

それでは、14 番大石雪雄君の質疑に対する答弁を求めます。

教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 14 番大石議員のご質疑にお答えいたします。

西郷村小学校及び中学校通学区域等の審議会につきまして、15 名から 10 名ということで、とても大事なもののなにというふうなご質疑でございました。

その中で、この通学区域に関しましては、西郷村全体の小学校、中学校の通学区域を審議するものでございます。今回、改正のところで、この委員の中に議員の皆様、そして村職員の皆様がおりますので、その部分を改定してという形で、10 名以内というふうな形になってございます。

今後、各学校に学校運営協議会というものが出来上がっております。それぞれの学校を運営する方々が代表していらっしゃいますので、そういった方々もこの通学区域のほうに入っていただくような改正をしながら、できるだけ実のある、そして地域をよく理解した方々に審議していただくような体制でやっていきたいというふうな考えでございます。

○議長（真船正康君） 14 番大石雪雄君。

○14 番（大石雪雄君） 揚げ足取るわけじゃないんですけども、言葉は通学路審議会という感じなんですけれども、中身は川谷小学校の問題とか羽太小学校の問題が大部分なんです。教育長、入っていなかったですか、この審議会。

○議長（真船正康君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） このご質疑にお答えします。

この審議会には、私も参加させていただいております。この審議会の中身で、特に第 2 条にありますけれども、西郷村小学校・中学校の通学区域の設定、改廃に関するということで、特に川谷小・中学校につきましては、現在、特認校ということで、毎

年この審議会の中で審議させていただいて、この特認校の話をしているところでございます。今のところは、羽太は特にありませんで、この川谷小・中学校のことについて毎年審議をして、決定をして、特認校を進めているところでございます。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 今、教育長からる説明がありました。私も一審議会の委員として、重要な審議会だわなという感じをしていました。というのは、前回の教育長は、もうとっくに川谷小学校は統合するような話ししていたんですよ。あと5年間でそっちの方向に行きますと言っているんですよ。それが今も継続して学校が存続しているということは、本当に学校教育課をはじめ村の執行部が努力しているたまものかなということで、私自身は喜んでいるんですよ。

だから、この審議会は議員は2人だと思うんですが、そのほか役場職員も外すとすると、どうなのかなということもありますけれども、それで一回やってみるしかないかという考え方で、私も同調するしかないなど、そのように思っております。

その件はそれで終わりますが、最後になるんですが、審議会とか委員会というのは村長の隠れみのなんですよ。村長というか執行部のね。ですから、今はこう穏やかな議会で、スムーズに議案も通っているから、そんなに審議会、委員会に重んじることはないのかも分かんないんですが、近い、寸前の年度までは、とにかく審議会にかけてということで、審議会をはずけながら議案を通すという、一つの委員会をはずけながら議案を通すというために議員を置いていたんですよ。何人かの議員が入っているんだから、それが通ったんだからいいでしょうという感じでしている場合もあるんですよ、村長ね。

だから、本当は村長サイドは、こういうことは、議会から、とにかく議会運営委員会から出ても、いや、それはどうかなというふうな感じで濁すのが村長であって、議会サイドでそういうことが上がっているから、あとは何だ、監査委員からもそういう話が出ているから、じゃ、同調しますかという方向に来ているのかなと思います。

ですから、村長サイドはしっかり、今後は審議会には議員がいないんですから、予算説明やら議案説明やら十分にやっていただけることを望んで、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 14番大石雪雄君の質疑は終わりました。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第37号「西郷村附属機関等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例」、

本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第7、議案第38号に対する質疑を許します。

8番鈴木勝久君。

○8番(鈴木勝久君) 8番鈴木勝久です。

議案第38号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

まずは、この報酬審議会を立ち上げていただいて、この議案まで持ってこられた、この努力には敬意を表します。

それで、あえて質疑ですけれども、ここまでこの審議会で立ち上げ議員報酬について審議された、このいきさつというか、歴史を遡って今日までの経過について説明願います。

○議長(真船正康君) 総務課長。

○参事兼総務課長(田部井吉行君) 8番鈴木議員のご質疑にお答えをいたします。

村では、昨年9月定例会のほうに西郷村特別職報酬等審議会条例を提出をし、可決をいただいたところです。その後、審議会のほうを、委員の方6名を選定をさせていただいて、審議会を開催しております。その中で、委員の皆様から今回、改正案ということで提出をさせていただいた中身での答申をいただきまして、今回、6月議会のほうに上程をさせていただいたということでございます。

○議長(真船正康君) 8番鈴木勝久君の再質疑を許します。

○8番(鈴木勝久君) 私が聞きたいのはそこじゃなくて、昨年までなぜこの報酬審議会が動かなかったのか、そのずっと前に遡って、なぜここまで動かなかったか、それをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長(真船正康君) 村長、高橋廣志君。

○村長(高橋廣志君) お答えいたします。

現在、議員の成り手不足、これは大きな課題となっております。また、前の議会の中で、成り手不足については、報酬が少ないんじゃないかというお話なんかもありまして、そのことを踏まえて、町村会のほうにお話ししました。

前回は、町村会のほうで報酬審議会の中でそういった形で決定していただいたものですから、村のほうから、そういうことであるということですということで要請しました。それで、町村会のほうで報酬審議会を立ち上げて、答申いただいた。その中では、もう各町村にお任せするということでありまして、それを受けて、今回、見直しという形で、この議案として上げさせていただいた経緯がございます。

○議長(真船正康君) 8番鈴木勝久君。

○8番(鈴木勝久君) いや、高橋村長になってからの話じゃなくて、この議員報酬が上

がらなかったのは、先輩議員に聞いていますと、26年以前、去年、おとしあたり26年と聞いたんで、もっと経過しているかなと思ったんですけども、そこまでのいきさつが分からないということがあって、今、村長がおっしゃったように、各自治体見ていると、特に町村におきましては、成り手不足で選挙さえ行われぬ、こういう現状でございます。

それで、このように西郷村が町村会でも、実際としては、各自治体というか、ここは1町3か村ですね、でお話あっても、コロナ禍であるんで、今、時期尚早だろうという意見とか、または、その財政事情が各自治体で人口も違うので、できないということで、一律にということが無理になった。そこで、西郷村は西郷村でこの審議会が立ち上がって動き始めた、そういう経緯でよろしいでしょうか。間違っていたらおっしゃってください。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたとおりであります。その経緯で今回の条例提出ということになっております。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） それでは、今回、議員報酬を月額、議長が33万円から35万円、副議長が26万4,000円から28万4,000円、議員が24万円から26万円ということに改めるということでございますが、この2万円を一律に上げたという根拠をお示してください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 8番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

今回改定案の根拠でございますけれども、事務局のほうでは、各全国の市町村の議会の実態調査の数字を参考に、審議会のほうに3案ほどの案を提出をさせていただいて、ご審議をいただきました。その中で、委員の方から、一律2万円引上げが妥当ではないかというような答申が出たということでございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） ですから、その一律2万円の根拠です。出たのは分かりますけれども、2万円にした根拠は、委員の方はどのようにおっしゃったのか、お示してください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、うちのほうから審議会のほうにお示しをさせていただいた数字は、全国の類似団体、例えば西郷村だと人口規模がこれぐらいで面積がこれぐらいということで、それに似かよった団体の平均の数字というのが数値としてございましたので、それを基に改定案を含む3つの案をお示しして、その中から一律2万円ずつ引き上げるのが妥当ではないかというような委員の皆様からの意見をいただいて、答申があったということです。根拠としては、類似団体の数字というふうになります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） まず、金額の査定の根拠としては、20数年間、30年間、報酬が上がらなかった。それと、今、村長がおっしゃった要因の一つであるかもしれない議員の成り手がいない。

これは、私も身に覚えがあるんですけども、今、実際問題として手取り19万円。それで、例えば子どもが2人いるとか3人いるとか、1人でもかまわないんですけども、夫婦でいた場合、一番大変なのが、これに専念して、例えば会社を辞めて、この議会というか議員になろうと決心をする。ここに躊躇が生まれると思うんです。こういう想定はされての発言だったのか。

例えば、議員の役割、これは、仕事を1つ持ちながらここで議員の活動をすると、そういうのも想定していたのか。その想定で、どういう想定をなさってこの村議会の議員の報酬を決めたのかというのは、全国一律だと、議員はそれほど村議会は重要じゃないと、そういう認識なのか。

例えば、本気でやれば、村民の声を聞くというのは大変なことです。あと、私は今、12年目に差しかかりますけれども、本当に議員活動を通して、議員として一人前になろうと思えば、8年や10年かかります、それは覚えるだけで。村民の声を伝えるだけでもいいんですけども、それだけじゃない仕事ってあるはずなんです。私たちも勉強しなきゃならない。国の法律、例えば、今で言えば、もう閣議決定がどうなっているか、県がどういう動きをしているか、それで、私たちの村でどういうものが足りないか、これを上げていくのに、条例までは今、うちらは活動していませんけれども、こちら側で条例まで提案していく場合、どういう知識が必要だか、相当勉強しないと、そこに注意というか時間を割かないと、本来の議員活動というのはできないはずなんです、私の経験からすると。

そうすると、若い人たちは、なりたくても、ここに意識を持っていても、その報酬ではまず出ようと思いません。ですから、今、町村議会は特に若い人不足で、大体が退職組、会社なり役所でもそうですけれども、退職した人が改めて議員になると、そういう状況であって、若者とか若い女性の方とかの意見がここに反映しづらくなっております。そういうのを鑑みれば、全国一律での答えで、果たしてこの報酬、一律2万円、これは正しい値上がりなんでしょうかと私は疑問を持つんです。

実際問題、今、町村議会は高齢化していますよ。それと、女性の参政というか参加する割合も相当低い。それは、今の事情で退職した人が出るとか、例えば農家やっている人が出るとかがほとんどなんです。でも、西郷全体を見ましても、農家を専門でやっている人も少ない。今、共働きで家庭を支えている方々が多い。そういう方々が議会に出ているいろいろな発言をしようと思っても、その機会を果たして反映できるのかとか、そういう人たちが立候補できるのかということも疑問にあるんです。その辺のことをその審議会では議論されたんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

審議会のほうでは、いろいろ委員の皆様からご意見をいただいております。その中では、基本的にはやはり成り手が不足をしていて、やはり報酬は上げるべきだとか、議員の皆様のご生活等を考えても、報酬額引き上げるのが妥当ではないかと、そういった意見が多く出ております。その結果、今回の2万円の引上げというような改定案の結論に至ったということでご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） じゃ、簡単な質疑で、例えば隣の白河市、議員報酬は結構ありますよね、調べてあると思うんですけども、町村で調べると皆同じぐらいのドングリの背比べ、今までの報酬審議会というのは、隣の町村と比べて幾らなんだという方向なんですよね。じゃなくて、私が思うには、この議会で何をしてほしいか、そこが重要だと思っているんですよ。

ですから、今、私は、議会基本条例を策定しろと常に言っているのがその一つです。議員がどういう活動をしているか見える化、それによって村民が上げてもいいんじゃないかという、そういう意識にもなると思うんです。今、議会が実際何をやっているか見えない状態ですから、村民の方々は、そんな議員に何でそんな報酬をやるんだ、年4回やって何日出席するんだという答えしか返ってこないんですよ。あと、人数なんか多過ぎるんじゃないか。議員定数分からなくてもそういう言い方をするんです、議員が多過ぎるんじゃないか。だから、それを払拭するためにも、議員が何をやっているかというのを見るように私はしたい。

ただ、話は戻しますけれども、市会議員、幾ら報酬をもらって私たちとどのぐらい差があるか、お示してください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

令和3年4月1日現在の管内市町村の議会議員報酬月額のうち、白河市さんについては、議長が46万3,000円、副議長さんが40万6,000円、議員の方が38万5,000円というふうになってございます。

町村では（不規則発言あり）いいですか、はい。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 白河市の例を見ますと38万円というと、職員の役職でいくとどの辺に当たりますか。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） すみません、間違っていたら申し訳ございません。

多分、課長補佐クラスだと思います。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 西郷村会議員の24万円、職員の役職でどの辺ですか。（不規則発言あり）

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） すみません、多分、主事が主査ぐらいだと思うんですけども、ちょっと確かな数字を持っていないので、申し訳ございません。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君。

○8番（鈴木勝久君） 言いたいのは、県議員は1,300万円ぐらいもらっていますよね。国会議員になると2,600万円で、秘書とか何とかもろもろやって、国会議員は1億円ぐらい使っているみたいな話も聞きますけれども、それに比べると、村会議員に対する報酬というのはなぜこんなに低いのかという話なんです。労働の対価という言い方、この資本主義ではあるんですけども、だから、この報酬一つ見ても、町村議員にはそれほど仕事をやってもらうのを期待しないという報酬だと私には見えるんです。

確かに投票数とか何かになると、白河市と今比べましたけれども、半分強ぐらいです。半分以下かな、3分の1ぐらいかな。投票率でいくとそういうふうになりますけれども、仕事自体は、同じ議員ですからそれほど変わらないんですよ、地方自治体の議員ですから。県議員とはまた別ですけども、市町村、白河市は規模も小さいし、それほど変わらないんですよ。だから、町村議員をどのように見ているかという感じなんです。それほど仕事してもらわなくてもいいと。報酬に如実に表れるんですよ、今の社会というのは。その辺も本来ですと審議会の皆様方にはちゃんと理解して、この辺でいいんじゃないかとか、基本的に全国一律でこのぐらいだからという、やってもらったのには感謝します。西郷村だけです。今、動いたのが。矢吹町も中島村もほかは動きませんから。西郷村だけ動いていただいたのは本当に感謝しています、この中でも。ただ、そういうのを見ると、議員のその地位、これをどの辺に置いているかというのが、非常に私からすると悲しい数字かなと思っておりました。

これ以上は、もう言いたいことしゃべったんで、意見まで述べちゃって、質疑に値しない発言も多かったと思いますけれども、ご了承ください。

以上で終わります。

○議長（真船正康君） 8番鈴木勝久君の質疑は終了いたしました。

続きまして、そのほか質疑ございますか。

9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 9番真船正晃。

議案第38号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、質疑をさせていただきたいと思います。

今、報酬審議会での金額が出てきた経過等については、答弁いただきました。私が質疑をさせていただきたいのは、まず、6名のメンバーの方がいらっしゃるということですが、どのような方々なのかお伺いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） 9番真船正晃議員のご質疑にお答えいたします。

今回、西郷村特別職報酬等審議会の委員に委嘱をさせていただいた方6名でございますが、1名は税理士の方で、この方は西白河地方報酬等審議会の委員も委嘱されて

いた委員で、西郷村のほうの審議会のほうにも入っていただいたということです。もう一方は、村内の銀行の支店長さん、あと商工会の会長さん、社会福祉協議会の会長さん、あと2名は住民の代表ということで委嘱をさせていただいております。以上6名です。男性5名、女性1名ということになっております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君の再質疑を許します。

○9番（真船正晃君） 今、どのような方がということについて答弁いただきました。後ほど名簿を頂ければというふうには思いますが、6名の方々にご審議をいただいて、この資料を見ますと、3月24日に審議会を開催して結論を得たと、そのことで答申があったということですが、この席上、最終的に結論として、金額については2万円ということが出ましたけれども、金額以外のことで、どのようなこの審議会の中でご意見があったのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

基本的には、報酬の審議会なものですから、その報酬の額についての適正かどうかというような話を中心でございましたけれども、多くの委員から、やはり報酬が低いだろうと、これではやっぱり成り手がますます減っていつちゃうんじゃないかというような意見がありました。また、引き上げるにしても、やはり住民の皆様の理解というのが大前提になるんじゃないでしょうかというようなご意見もいただいております。以上です。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） 最後に出ました住民の理解、これがやっぱり一番大事なかなというふうに私も思います。

考えてみますと、今このコロナ禍、そして諸物価高騰のこのような社会情勢の中で、そのことについて、時期としてどうなのかというようなご意見は、再度、あったかどうかお聞かせください。

○議長（真船正康君） 総務課長。

○参事兼総務課長（田部井吉行君） お答えいたします。

会議録を読む限り、そういった今の時期が適正なのかどうかというような議論は、されていなかったと思っております。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） その部分が、ちょっと私は一番引っかかっていたんですが、そういう意見はなかったということでもあります。

最後に村長にお聞きしたいと思います。総務課長、結構です。

今、申し上げましたように、審議会の中ではそういう意見は出なかったということですが、審議会のメンバーの方々も、意見としては出なくても、心の中では時期としてどうなのか、上げてあげることについては皆さんも賛同されたという結果だと思っておりますけれども、時期としてどうなのかという部分が、どうしても私、村民の理解を得るということを考えると疑問符がついてしまうんですが、村長が今回この定例会に議

案として提出された、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほどお話ししましたように、議会のほうから報酬引上げについて検討しろということで町村会にはかって、町村会としては一致した意見がなく、各自治体の判断に委ねるということで、今回、報酬審議会を上げさせていただいた経緯があります。

報酬については、平成9年から全然見直しされていないんですね。その中では、平成10年の豪雨災害、そして東日本大震災ありました。そしてコロナ禍、そしてさらにはウクライナ侵攻ということで、社会情勢いろいろ混沌としております。そんな中で、物価上昇、そういった時代背景、成り手不足ということもありまして、ここはそういう意味で見直しは必要かなということで、今回上げさせていただいた次第であります。

○議長（真船正康君） 9番真船正晃君。

○9番（真船正晃君） こうやって提出していただいたということについては、感謝申し上げたいところなんです、やっぱりどうしても疑問符がついてしまうのは、時期としてどうなのかというところがあったもんですから、質疑をさせていただきました。答弁いただきましてありがとうございます。

以上で終わります。

○議長（真船正康君） 以上で9番真船正晃君の質疑は終了いたしました。

そのほか質疑ございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第38号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第8、議案第39号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第9、議案第40号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第40号「西郷村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第10、議案第41号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第41号「西郷村学校給食センター設置条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○議長(真船正康君) 挙手多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第11、議案第42号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第42号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第2号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（真船正康君） 挙手多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 続いて、日程第12、議案第43号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号「令和5年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正康君） 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） それでは、採決の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◎議案第44号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 早速日程に入ります。

続いて、日程第13、議案第44号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号「令和5年度西郷村水道事業会計補正予算（第1号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第14、議案第45号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第45号「令和5年度西郷村工業用水道事業会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第15、議案第46号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第46号「令和5年度西郷村下水道事業会計補正予算(第1号)」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第16、議案第47号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第47号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第17、議案第48号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第48号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第49号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第18、議案第49号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第49号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第50号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第19、議案第50号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第50号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第51号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第20、議案第51号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第51号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第52号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第21、議案第52号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第52号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第53号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第22、議案第53号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第53号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第54号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第23、議案第54号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第54号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第55号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第24、議案第55号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第55号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第56号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) 続いて、日程第25、議案第56号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第56号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第56号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
◎議案第57号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第26、議案第57号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第57号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
◎議案第58号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第27、議案第58号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第58号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対する賛成議員の
挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。
◎報告第1号に対する質疑
- 議長（真船正康君） 続いて、日程第28、報告第1号に対する質疑を許します。
質疑ありませんか。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号については、これで終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長（真船正康君） 続いて、日程第29、報告第2号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第2号については、これで終わります。

◎報告第3号に対する質疑

○議長（真船正康君） 続いて、日程第30、報告第3号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第3号については、これで終わります。

◎報告第4号に対する質疑

○議長（真船正康君） 続いて、日程第31、報告第4号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第4号については、これで終わります。

◎報告第5号に対する質疑

○議長（真船正康君） 続いて、日程第32、報告第5号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
報告第5号については、これで終わります。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正康君） 次に、日程第33、請願・陳情に対する委員長報告であります。
はじめに、請願第1号に対する委員長の報告を求めます。
文教厚生常任委員長、藤田節夫君。

○文教厚生常任委員長（藤田節夫君） 10番、文教厚生常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願1件につきましては、6月6日本会議終了後、第2会議室におきまして、全員出席の下、委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、請願第1号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のおり報告いたします。

○議長（真船正康君） 請願第1号に対する委員長の報告が終わりました。
ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することと決定いたしました。

続いて、陳情第2号に対する委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、後藤功君。

○総務常任委員長(後藤 功君) 13番、総務常任委員会委員長、審査報告いたします。

本定例会において総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、6月6日本会議終了後、第2会議室におきまして委員会を開催し、審査をしたところであります。

厳正なる審査の結果、陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(真船正康君) 陳情第2号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

陳情第2号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成する議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、陳情第2号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長(真船正康君) ここで、発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長(真船正康君) 議案を配付いたしますので、暫時休憩いたします。

(午後1時15分)

◎再開の宣告

○議長(真船正康君) 再開いたします。

(午後1時17分)

○議長(真船正康君) 配付漏れはございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程(発議第2号及び発議第3号)

○議長(真船正康君) ただいま追加提案されました発議2件につきましては、日程第33の次に追加日程第1、発議第2号、追加日程第2、発議第3号とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長(真船正康君) ただいま日程に追加されました発議第2号及び発議第3号は、先ほど採択されました請願第1号及び陳情第2号に伴う意見書の提出でございますので、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 異議なしと認め、趣旨説明を省略いたします。

◎発議第2号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正康君) それでは、これより発議第2号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正康君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第2号「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について、賛成議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(真船正康君) 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

- 議長（真船正康君） 次に、発議第3号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
発議第3号「地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について」、賛成議員の
挙手を求めます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
- ◎議会運営委員会の閉会中における継続調査の結果について
- 議長（真船正康君） 次に、日程第34、閉会中における継続調査の結果についてであ
ります。
このことについて、議会運営委員会委員長より別添のとおり調査報告がありました。
つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承
のほど、よろしくお願いいたします。
- ◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件
- 議長（真船正康君） 次に、日程第35から日程第38までの各委員会の閉会中の継続
調査の件を議題といたします。
お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75条の規定により、所管並び
に所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。
おはかりします。
委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員の挙手を求め
ます。
（挙手全員）
- 議長（真船正康君） 挙手全員であります。
よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しまし
た。
これで、本日の日程は全部終了しました。
なお、本会議中、誤読などによる字句、数字その他整理を要するものにつきまして
は、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（真船正康君） 異議なしと認めます。
よって、議長に一任をいただきます。
- ◎閉議の宣告
- 議長（真船正康君） 会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正康君） これをもちまして、令和5年第2回西郷村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時20分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月16日

西郷村議会 議長 真 船 正 康

署名議員 真 船 正 晃

署名議員 藤 田 節 夫